

## 競争参加者の資格に関する公示

平成21・22事業年度において、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「当社」という。)の所掌する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合の一般競争(指名競争)参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成20年10月7日

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 伊藤 周雄

◎調達機関番号 422 ◎所在地番号 28

○本州四国連絡高速道路株式会社公示平成20年 第1号

### 1 工事種別及び業種区分

(建設工事)

建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする。(カッコ書きは、各工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。)

- ① 土木工事(土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 鉄筋工事  
タイル・れんが・ブロック工事)
- ② 鋼橋上部工工事(鋼構造物工事 とび・土工・コンクリート工事)
- ③ PC橋上部工工事(土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事)
- ④ 舗装工事(ほ装工事)
- ⑤ 鋼構造物工事(鋼構造物工事 とび・土工・コンクリート工事)
- ⑥ 建築工事(建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事  
石工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 内装仕上工事 建具工事  
鋼構造物工事 清掃施設工事 防水工事)
- ⑦ 電気工事(電気工事)
- ⑧ 受配電設備工事(電気工事)
- ⑨ 通信工事(電気通信工事)
- ⑩ 遠方監視制御設備工事(電気通信工事)
- ⑪ 交通情報設備工事(電気通信工事)
- ⑫ 管工事(管工事 水道施設工事 熱絶縁工事 機械器具設置工事)
- ⑬ 機械設備工事(機械器具設置工事 鋼構造物工事 清掃施設工事)
- ⑭ トンネル非常用設備工事(消防施設工事)
- ⑮ トンネル換気設備工事(機械器具設置工事 鋼構造物工事)
- ⑯ 塗装工事(塗装工事)
- ⑰ 造園工事(造園工事)

- ⑱ のり面処理工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 防水工事）
- ⑲ 防護さく工事（とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事）
- ⑳ 遮音壁工事（土木一式工事 建築一式工事 とび・土工・コンクリート工事  
鋼構造物工事 石工事 タイル・れんが・ブロック工事）
- ㉑ 標識工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事  
機械器具設置工事）
- ㉒ 区画線工事（塗装工事）
- ㉓ 軌道工事（土木一式工事 鋼構造物工事鉄筋工事 機械器具設置工事）
- ㉔ トンネル内装工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事  
タイル・れんが・ブロック工事 内装仕上工事 板金工事）
- ㉕ 保全土木工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事  
ほ装工事 造園工事 防水工事 石工事 タイル・れんが・ブロック工事）
- ㉖ 保全施設工事（電気工事 電気通信工事 建築一式工事 機械器具設置工事  
鋼構造物工事 管工事 水道施設工事 消防施設工事 熱絶縁工事 とび・土工  
・コンクリート工事 石工事 タイル・れんが・ブロック工事 防水工事  
内装仕上工事 建具工事）

（測量・建設コンサルタント等業務）

測量・建設コンサルタント等業務の業種区分 は、次に掲げるとおりとする。

- ① 地質・土質調査
- ② 測量
- ③ 土木設計
- ④ 海中構造物設計
- ⑤ 機械・船舶設計
- ⑥ 建築設計
- ⑦ 造園緑化設計
- ⑧ その他の調査・設計
- ⑨ 現場技術業務

## 2 申請の時期及び場所

- (1) 定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあつては、別記1に掲げる提出場所において、平成21年1月5日から平成21年1月30日まで郵送にて申請書類の申請を受け付ける（以下「文書受付」という。）。

※文書受付は郵送のみの受付である。

インターネットを使用して申請をする者は、次のアドレスにアクセスして手続きを行うこと。なお、申請に先だつてパスワードを入手する必要がある、また、測量・建設コンサルタント等業務は添付書類をパスワードの申請受付期間内に郵送しなければならない。

パスワードの申請受付期間は平成20年11月4日から平成20年11月28日までである。

(建設工事)

<https://www.pqr.mlit.go.jp>

※開設は平成20年11月4日～

(測量・建設コンサルタント等業務)

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

※開設は平成20年11月4日～

- (2) 随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあつては、平成21年2月2日以降、随時に別記1に掲げる提出場所において、郵送にて申請書類の申請を受け付ける。  
なお、随時の受付は文書受付のみである。

3 申請の方法（文書受付）

(1) 申請書の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、当社ホームページから得ることができる。

（当社ホームページアドレス）

<http://www.jb-honshi.co.jp>

※ダウンロード開始時期は、10月下旬を予定

(2) 申請書の提出方法（文書受付）

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、紙ファイルに綴じて書留又は簡易書留により送付すること。

(建設工事)

① 営業所一覧表

② 申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書

③ 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）に定める項目及び基準により審査が行われたものであって、定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあつては告示第1第1号の2に規定する審査基準日が、定期の一般競争（指名競争）参加資格にあつては、平成19年6月30日以降のもので再審査を含めて平成20年4月1日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けたもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあつては告示第1第1号の2に規定する審査基準日が申請をする日の1年7月前の日以後のもので再審査を含めて平成20年4月1日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けたものに限る。以下同じ。）に係る総合評定値通知書の写し

④ 申請者が、総合評定値通知書に記載されている建設業許可工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当社の希望工事種別に分割若しくは合算する場合において

は、工事分割内訳表

- ⑤ 業態調書
- ⑥ 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）、国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）、国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）のいずれかの写し
- ⑦ 申請者が、その設立から5（1）建設工事②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
- ⑧ 申請者が、その設立から5（1）建設工事②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

[注]

- (A) 申請者が経常建設共同企業体であってその 構成員のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該構成員に係る5（1）建設工事①に掲げる項目について記載した書類並びに①及び③に掲げる書類を当該経常建設共同企業体に係る書類とともに提出すること。
- (B) 申請者が公益法人（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）であるときは、⑤に掲げる書類、①に掲げる書類に準ずる書類、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の2第2項の経営事項審査申請書に準ずる書類、規則第19条の3第1項各号に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出すること。
- (C) 申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿並びに共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る5（1）建設工事①に掲げる項目について記載した書類並びに③に掲げる書類を併せて提出すること。

(測量・建設コンサルタント等業務)

- ① 測量等実績調書
- ② 技術者経歴書
- ③ 営業所一覧表
- ④ 申請者が法人であるときは、商業登記簿の 謄本若しくはその写し
- ⑤ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明 書の写し
- ⑥ 申請者が法人であるときは、5（2）測量・建設コンサルタント等業務①に規定する審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の財務諸表類、個人であるときは、5（2）測量・建設コンサルタント等業務①に規定する審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の財務諸表類
- ⑦ 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）、国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）、国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）のいずれかの写し

[注]

- (A) 申請者が公益法人であるときは、①から③及び⑤に掲げる書類、⑥に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出すること。
  - (B) 申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって①、②、④及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができることとするが、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての②を提出すること。
    - (a) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の副本の写し
    - (b) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の副本の写し
    - (c) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の副本の写し
- (3) 申請書等の作成に用いる言語等
- ① 申請書、添付書類及び申請用データは、日本語で作成すること。
  - ② 申請書、添付書類及び申請用データ中の金額については、外国貨幣額にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

#### 4 競争に参加することができない者

(建設工事)

次の①から⑥までに掲げる者。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 過去2年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者
  - イ 契約の履行に当たり、故意に工事又は製造等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
  - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ニ 監督又は検査の実施に当たり、当社の社員（以下「社員」という。）の職務の執行を妨げた者
  - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ヘ 当社に提出した書類に虚偽の記載をした者
  - ト その他当社に著しい損害を与えた者
  - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者
- ⑥ 経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含む者

(測量・建設コンサルタント等業務)

次の①から⑤までに掲げる者。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 過去2年以内において次のイからハまでの一に該当したと認められる者
  - イ 契約の履行に当たり、故意に調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
  - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

- ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - へ 当社に提出した書類に虚偽の記載をした者
  - ト その他当社に著しい損害を与えた者
  - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、  
契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用  
した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - ⑤ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

## 5 競争参加者の資格及びその審査

### (1) 建設工事

4の競争に参加することができない者（申請者が経常建設共同企業体であるときは、「共同企業体運用基準について」（平成17年10月1日付け経会第55号）記第3の2及び3の要件を満たさない者を含む。以下5（建設工事）において同じ。）については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。4の競争に参加することができない者以外の者については、次の①及び②の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、契約予定金額に対応する等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、契約予定金額に対応する等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

#### ① 客観的事項

- イ 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第1第1号の1に規定する当該事業年度開始日の直前2年又は3年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
- ロ 告示第1第1号の2に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第1第3号の1に掲げる者の希望工事種別ごとの数
- ハ 告示第1第1号の2及び3、第2号、第3号の2並びに第4号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

#### ② 主観的事項

- イ 平成20年10月1日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの4年間における希望工事種別ごとの工事成績
- ロ 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における希望工事種別ごとの特別

な工事（技術的難度の高い工事）の成績

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

4の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。4の競争に参加することができない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

- ① 申請しようとする日の直前の事業（営業）年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
- ② 審査基準日の直前の事業（営業）年度の決算における自己資本額
- ③ 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
- ④ 審査基準日までの営業年数

6 資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 一般競争（指名競争）参加資格の有効期間資格認定の日の翌日から次回の定期的資格認定日（平成23年3月31日を予定）までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の経過後も引き続き一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者は、平成22年10月頃に平成23・24年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に従い一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をすること。

8 その他

(1) 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格

特定建設工事共同企業体についての申請方法等については、特定建設工事共同企業体を参加させて競争を行わせる工事ごとに定める。

(2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

(3) 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から④までに掲げる会社等を行い、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

- ① 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
- ② 親会社はその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

(4) インターネットを使用して建設工事の申請ができない申請者

- ① 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
- ② 競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成19年6月30日以降のもので、再審査を含めて平成20年4月1日付で改正された基準による経営事項審査の総合評価値通知を受けていない場合
- ③ 経常建設共同企業体として申請する場合
- ④ 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- ⑤ 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- ⑥ 合併会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- ⑨ グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

(5) インターネットを使用して測量・建設コンサルタント等業務の申請ができない申請者

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

別記1 提出場所

〒651-0088

神戸市中央区小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮ビル

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

電話078-291-1035